

第一期 メンタルヘルス法務主任者資格認定試験 (大阪会場用)

《採点基準と配分》…下の黄色のキーワードか、それに類する言葉の記載があれば正答とした。

【問い】 2) このような結果を防ぐため、次の各人はどうしていれば良かったか、出来る限り詳しく答えて下さい。

ア

i) X+15年4月～X+20年3月までA社人事部長に就任した者

- ① 当時、長時間労働者の医師による面接指導が義務化されていない場合であっても、一月150時間以上の長時間労働は、社員の健康を害すると判断し、医師の面接や、職場への労働時間短縮の働きかけは行うべきである。(医師の面接や、職場改善の文言があれば1点)

ii) X+20年4月～社人事部長に就任した者

- ② 一定時間(例100時間)を超える時間外労働者へは産業医の検診を義務付け、病状の変化を把握すべきである。(1点)
- ③ 亡Zのその後の受診状況や内容(C心療内科の三回の受診)を本人に確認し、適正な就労制限を検討すべきである。(1点)
- ④ 治療中の者に抜擢人事を行う事は症状への悪影響を及ぼす事が懸念されるため、避けるべきである。(1点)
- ⑤ 更に150時間以上の時間外労働時間は、職場に指示して中断させなければならない。(1点)
- ⑥ 仕事が手に付かないと訴えた段階で、産業医の面談を実施すると同時に、専門医の受診を勧め、本人に診断書を提出するよう促し、治療に専念させるべきである。(1点)
- ⑦ 面談当日に失踪した段階で、治療に専念させるよう、関係者で話し合い、本人を説得するべきである。(1点)
- ⑧ うつ病が原因で不正(プレッシャーによる売り上げの架空計上)を行う状況にあると考えられる者は、当事者とも相談の上、現職からの異動か、休職して治療に専念させるべきである。(1点)
- ⑨ 休職を繰り返すC心療内科の診断に疑問を持ち、他の医療機関の受診を勧める。(セカンドオピニオン) (1点)
- ⑩ 早期にカウンセリングを受けさせるか、又は全体の流れとして、人事部長の行動として説得力が感じられた場合。(1点)

以上